

# ○但馬広域行政事務組合特別会計設置条例

平成7年11月1日

条例第22号

改正 平成10年3月3日 条例第4号

平成11年3月5日 条例第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、但馬公平委員会の円滑な運営とその経理の適正を図るため、但馬公平委員会特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成10年3月3日条例第4号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。